

# 広報くまむら災害臨時お知らせ版 第11号

災害に伴い発行部数を少なくしています。周りの人に広くお知らせください。掲載する情報は事情により変更する可能性があります。次回のお知らせは7月30日の予定です。

令和2年7月28日発行

【編集と発行】

球磨村役場 球磨村災害対策本部

創生班 広報☎0966(32)1114

## 応急仮設住宅約300戸の建設を計画

村は、先日お知らせした仮設住宅ムービングハウス（球磨村総合運動公園多目的広場に設置33戸）の他に約270戸の応急仮設住宅の建設を計画しました。戸数の合計約300戸となります。

### 建設予定地

#### 球磨村（球磨村総合運動公園）

ムービングハウス：33戸 木造：約100戸

#### 球磨郡錦町（大王原公園）

木造：約110戸

#### 球磨郡あさぎり町（旧免田中学校グラウンド）

木造：約60戸

※今後の精査において増減する可能性があります。

#### ●入居期間

最長2年間

（※「応急修理」を利用する場合は、原則6カ月）

●家賃 無料 ※光熱水費等は自己負担

#### ●備え付け設備

風呂、トイレ、キッチン、エアコン、ガスコンロ、カーテン、照明など

### 応急仮設住宅を利用できる方

(1) 当該災害により次の要件をのいずれかを満たす者（世帯）

①住宅の全壊、全焼又は流出により居住する住宅がない者

②二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できないと村長が認める者

③「大規模半壊」、又は「半壊」であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない者

(2) 自らの資力をもってしては住居を確保することができない者

(3) 法に基づく障害物の除去制度を利用していない者

### 賃貸型応急住宅（みなし仮設）

#### 借り上げ住宅の条件

(1) 借主から同意を得ているもの

(2) 新耐震基準で建設（昭和56年6月1日以降に着工）されたもの又は耐震診断、耐震改修等住宅耐震性が確認されたもの

(3) 不動産仲介業者（仲介業者）が斡旋した住宅であること

(4) 家賃が、1カ月当たり次の金額以下であること

○2人以下の世帯：5.5万円以下 ○3人から4人以下の世帯：6万円以下 ○5人以上の世帯：9万円以下

留意事項 建設型応急住宅と賃貸型応急住宅の併用はできません

## 自宅を修理したい方

**応急修理制度** ※応急修理制度を利用する場合は事前に役場にご相談ください。

災害のために住宅被害を受けた世帯に対し、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分について、村が応急的な修理を行い、(村が業者に依頼し、修理費用を村が直接業者に支払う)、元の住家に引き続き住むことができるようにするものです。

### ○利用できる方

「大規模半壊」の住家被害を受けた世帯又は「半壊」もしくは「準半壊」の住宅被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯

※全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはなりません。応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象になります。

### ○基準額

1世帯当たりの限度額は以下の通りです。

- (1) 大規模半壊又は半壊の被害を受けた世帯 59.5万円以内
- (2) 準半壊の被害を受けた世帯 30万円以内

※同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は、1世帯当たりの額以内になります。

### ○応急修理の範囲

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所。

- (1) 豪雨災害と直接関係ある修理のみが対象となります。
- (2) 内装に関するものは原則として対象となりません。(例外あり)

### ○留意事項

応急修理期間中は、応急仮設住宅を使用することができます(原則6カ月)

※応急修理期間中に応急仮設住宅を使用する者のために、新たに建設型応急仮設住宅は建設できません。村が修理業者に直接支払う必要があります。被災者が払った場合は対象外です。

---

## ムービングハウスの内覧について

---

球磨村総合運動公園多目的広場に設置したムービングハウスの内覧ができます。内覧の際は、多目的広場トイレ前のプレハブにいる担当者へお声掛けください

内覧日：7月27日(月)～7月29日(水) 10:00～15:00

---

## 住宅支援に関する相談窓口の開設について

---

球磨村総合運動公園(さくらドーム内)に右記の日程で住宅支援に係る相談窓口を開設します。個別に相談されたい方は、さくらドームへお越しくください。

**期日**：7月29日(水)～30日(木)  
**時間**：午前9時から午後5時まで  
**場所**：球磨村総合運動公園さくらドーム

※上記以外の日でも住宅相談は随時受け付けますので、下記にお問合わせ下さい。

**問い合わせ** 球磨村復興本部 住宅支援班(球磨村役場内) ☎0966(32)1111

## 「罹災（りさい）証明書」の発行について

7月16日から「罹災（りさい）証明交付申請書」の受付と併せて住家被害認定調査を行っているところです。つきましては、下記の通り「罹災（りさい）証明書」の交付を開始します。

なお、証明書の交付については、個別に事前連絡を行い、交付日をお知らせします。また、証明書の交付に併せて、各種生活支援の説明も行います。

### 1 証明書交付開始日

8月3日（月）から（土・日・祝日を含む）

※証明書交付対象者には、個別に事前連絡を行い、交付日をお知らせします。

### 2 証明書交付時間

午前9時から午後3時まで

### 3 証明書交付会場

球磨村総合運動公園さくらドーム（コンテナハウス内）

### 4 証明書交付に必要な書類

申請者の本人確認書類（運転免許証、保険証、マイナンバーカードなど）

### 5 留意事項

証明書交付対象者には、個別に事前連絡を行い、交付日をお知らせします。混雑解消、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、人数を制限しております。事前連絡をした方のみ交付しますので、ご了承ください。

**問い合わせ** 球磨村復興本部税制支援班（球磨村運動公園さくらドーム内） ☎ 0966(33)0277

## 宅地（事務所）内堆積土砂撤去制度に関する説明会について

今回の豪雨災害により宅地（事務所内）に土砂等が堆積し、ご自分で土砂を撤去することが困難な方を対象に説明会を行います。

### 説明会日程

7月28日（火）人吉第一中避難所（柔道場） 19：00～

7月30日（木）多良木避難所（剣道場） 19：00～（体育館の方を対象）  
19：40～（教室棟の方を対象）

※人吉第一中避難所は、被災住宅支援制度説明会の時に行います。

※会場の密集を防ぐために、説明会への参加者は、世帯から1名とさせていただきます。

※村外の避難所以外に避難されている方は、申請の受付会場（球磨村役場横 コミュニティセンター清流館）で直接ご説明いたします。

※マスク着用で参加をお願いします。

**問い合わせ** 球磨村復興本部 インフラ復旧班 ☎ 0966(32)1116

# 被災者生活再建支援金申請窓口を開設します

令和2年7月豪雨で被災された方の生活再建支援に関する相談窓口及び被災者生活再建支援金の申請窓口を開設します。

**日時：**令和2年8月3日(月)から当面の間  
9時から16時まで（土日祝日を含む）

**場所：**球磨村総合運動公園さくらドーム

※り災証明の発行は、個別に事前連絡を行い、交付日をお知らせします。

**問い合わせ** 球磨村役場住民福祉課 ☎ 0966(32)1112

## 国道219号線の通行について

国道219号線は渡舟戸地区から神瀬までの間、緊急車両、工事車両、村が許可した者が通行可能です。

しかし安全が完全に確保された道路ではありません。ガードレールは簡易的なものであり運転を誤ると大事故につながる恐れがあります。

また地面が乾くとほこりなどが舞いやすくなりますので通行につきましては車間距離をとり、時速30キロ程度で通行いただきますようよろしくお願いいたします。

## 給水場について

給水タンクを設置しています。ご自身での給水が可能です。

### 給水場設置箇所

JR 渡駅前、球磨村役場中園入口、渡ローソン裏、今村公民館、神瀬保育園入口、堤岩戸バス停付近、上原地区村有地

### 問い合わせ

球磨村復興本部 インフラ復旧班 0966(32)1116

## RKKラジオでの球磨村情報発信について

RKKラジオ「とんでるワイド 大田黒浩一のきょうも元気！」内で 大田黒浩一氏が球磨村の生活情報をお知らせします。ゴミ情報や給水情報等の被災した皆さまに必要な情報です。ぜひ、お聴きください。

**○時間：**毎週月～金 10時頃 約1～2分

※基本的に10時の時報の後

**○周波数：**1197kHz（AMラジオ）

○スマートフォンやパソコンでも聞くことができます。

詳しくは「RKKラジオの聴き方」で検索してください。

**問い合わせ** 球磨村復興本部 創生班

☎ 0966(32)1114

## ボランティアの依頼について

被災した方を支援するため「災害ボランティアセンター」を開設しています。

浸水等で被害を受けた家の片づけや住居内の泥出しなどを依頼することができます。

※専門的な技術を要することや危険を伴う作業など、要望にお応えできない場合もあります。ご了承ください。

### ボランティアを依頼したい方の問い合わせ先

**受付時間** 9時から16時まで

☎ 080(5064)9614